

弓道場使用料

区 分	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
	9:00 } 12:00	13:00 } 17:00	18:00 } 21:00	9:00 } 17:00	13:00 } 21:00	9:00 } 21:00
独 占 使 用	円 2,250	円 3,000	円 4,500	円 6,000	円 8,250	円 11,250
個 人 使 用 (1 人 当 た り)	150	200	300	/		

備考

- 1 使用時間を超えたときの使用料は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)につき当該使用料の額の1時間相当額とする。
- 2 中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者が使用する場合における使用料は、当該使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 3 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合は、当該使用料の額の2割増に相当する額とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。
- 4 市外利用者が使用する場合は又は市外利用者が参加できる大会等で使用する場合は、当該使用料の額の2倍に相当する額とする。ただし、個人使用の場合は、この限りでない。
- 5 備品その他の使用料については、規則で定める。